

日本病態栄養学会認定

病態栄養専門医更新細則

(2018年度から適用)

- ❖ 更新単位；5年間で50単位以上
 - ❖ 日本病態栄養学会専門医セミナー（指定講習）※；5年間で1回の受講必須
※専門医セミナー：本会年次学術集会プログラムのシンポジウム、講演等より委員会が指定して、これをホームページ等で別途会告する。
 - ❖ 症例；5年間に新たな栄養管理10症例報告
※3回目以後の更新においては症例報告を免除
 - ❖ 申請期間内に更新審査料の払込み
 - ❖ 取得単位
 1. 日本病態栄養学会年次学術集会出席 10単位
(筆頭発表者は5単位追加)
 2. 栄養学に関する論文（査読者ありの学術論文）筆頭者 10単位
共著者 5単位
 3. 日本病態栄養学会専門医セミナー出席（指定講習） 10単位 ※
 4. 日本病態栄養学会が主催する栄養に関するセミナー出席 5単位
 5. 栄養に関する学会出席（総会に限る） 各3単位
(筆頭発表者は2単位追加)
- | | |
|--------------|----------------|
| ① 日本静脈経腸栄養学会 | ⑩ 日本循環器学会 |
| ② 日本栄養・食糧学会 | ⑪ 日本肥満学会 |
| ③ 日本外科・代謝学会 | ⑫ 日本肥満症治療学会 |
| ④ 日本臨床栄養学会 | ⑬ ASPEN |
| ⑤ 日本糖尿病学会 | ⑭ ESPEN |
| ⑥ 日本消化器病学会 | ⑮ 日本透析医学会 |
| ⑦ 日本肝臓学会 | ⑯ 日本消化器外科学会 |
| ⑧ 日本腎臓学会 | ⑰ 日本医学会総会（5単位） |
| ⑨ 日本呼吸器学会 | |

・その他の学会に関しては委員会で都度審議とする